	c　ケリーバー押下げ装置（油圧押下げ装置を含む。）	①　スイベルブロック及びコッターの摩耗の有無を調べる。	①　著しい摩耗がないこと。
		②　コッターばねの損傷及びへたりの有無を調べる。	②　損傷及びへたりがないこと。
		③　ブラケット及びステーの亀裂及び変形の有無を調べる。	③　亀裂及び著しい変形がないこと。
		④　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
	d　フロントフレーム	①　フレームの損傷及び変形の有無を調べる。	①　損傷及び著しい変形がないこと。
		②　フレームレバーの変形及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい変形及び摩耗がないこと。
		③　ブームフートレバーの変形の有無を調べる。	③　著しい変形がないこと。
		④　ばねの損傷及びへたりの有無を調べる。	④　損傷及びへたりがないこと。
		⑤　フレームロック用爪の変形及び摩耗の有無を調べる。	⑤　著しい変形及び摩耗がないこと。
		⑥　カバーの損傷及び変形の有無を調べる。	⑥　損傷及び著しい変形がないこと。
		⑦　テークアップのアジャストボルトの損傷の有無を調べる。	⑦　著しい損傷がないこと。
	e　ドラム軸	①　軸及び軸受の摩耗の有無を調べる。	①　著しい摩耗がないこと。
		②　ドラムの損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい損傷及び摩耗がないこと。
		③　チェーンの緩みを調べる。	③　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		④　チェーン及びスプロケットの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	④　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		⑤　滑りクラッチのかみ合いの適否及び動き具合を調べる。	⑤　かみ合いが適正で、かつ、動きが円滑であること。
		⑥　ギヤボックスの異音及び油漏れの有無を調べる。	⑥　異音及び油漏れがないこと。
		⑦　ギヤ付き軸の摩耗の有無を調べる。	⑦　著しい摩耗がないこと。
		⑧　バッファーの損傷の有無を調べる。	⑧　著しい損傷がないこと。
	f　フレームサポート及びフレーム起伏ガイドシーブ	この表の「4.6　アース・ドリル（油圧式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	g　油圧機器　イ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）　ロ　油圧シリンダー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ジブ	別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ワイヤロープ	別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.6　油圧装置 4.7.7　操作装置 4.7.8　安全装置 4.7.9　車体関係	⑴　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.10　総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.8　一体型せん孔機

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
4.8.1　原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	